

阿南市わくわく移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 阿南市わくわく移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、阿南市わくわく移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 補助金の申請日から起算して3年未満の間に本市から転出した場合：全額
  - (3) 補助金の申請日から起算して1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 創業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき：全額
  - (5) 本市から求められた報告又は立入調査に応じない場合：全額
  - (6) 補助金の申請日から起算して3年以上5年以内に本市から転出したとき：半額

様式第1号 別紙2 (第4条関係)

阿南市わくわく移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

阿南市は、阿南市わくわく移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、阿南市は、当該個人情報について、国のおおきな地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））を活用して実施する移住支援事業の円滑な実施や、当該事業の国への報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。